

入札説明書

令和8年札幌市告示第2234号に基づく入札等については、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年6月4日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係(電話 011-211-2152)

メールアドレス: ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 厚別区役所電話交換業務

イ 南区役所電話交換業務

ウ 西区役所電話交換業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

仕様書による。

なお、仕様書は札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」からダウンロードできる。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件については、いずれも令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(36か月)とする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子契約サービスの利用

本告示案件は、電子契約サービスの利用対象となっている。

電子契約サービスは、記名押印による契約書の作成に代わり、クラウドシステム上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで、契約を締結する仕組みである。

電子契約サービスを利用する場合は、「電子契約利用同意書」を提出する必要がある

ため、8(2)イに基づき提出すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、業種「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(詳細は別記1参照)

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に管財人という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 入札参加資格者名簿において、本店所在地が札幌市内として登録されている者で、かつ、名簿登録上の本店（札幌市内の営業所等を含む）において、社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所の証として、入札告示日前後に納付期限が到来する次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ納付証書等(写)を提出できること。なお、対象となる納付証書(領収書)は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。
- ア 被用者(健康、厚生年金、介護)保険料:直近3カ月分の納付証書(領収書等)
- イ 労働(労災及び雇用)保険料:全期分(分割納付の場合直近3期分)の納付証書(領収書等)
- (8) 入札告示日を起点とした過去5年間において、電話交換や電話相談、コールセンターなど電話を通して相手方と対話する業務の履行実績〔日常的に電話対応を行う履行期間1年以上のもの(従事者が履行に当たり受託者の指揮命令下のもと行う業務に限る。)〕を有すること。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)及び(8)に掲げる要件について次のとおり取扱う。
- ア (7):本店の所在地が札幌市内であるすべての組合員
- イ (8):当該組合又は本店の所在地が札幌市内であるすべての組合員のいずれかとすることができる。

5 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記4に掲げる入札参加資格の審査に必要な以下(4)の書類（以下「審査書類」という。別記2参照。）を以下(5)アの提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない（審査書類は電子メールにより提出することも可能。）。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(2) 審査書類、入札書の提出場所、契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(3) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、上記3(1)に掲げる案件ごと、札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」からダウンロードできる。

(4) 審査書類

- ア 事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書（審査様式1）
- イ 資本関係・人的関係調書（審査様式2）
- ウ 履行実績調書（審査様式3）
- エ 被用者保険料の領収証書（3カ月分）及び労働保険料の領収証書（全期分又は3期分）の写し（詳細は別記2参照）
- オ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- カ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(5) 審査書類及び入札書の提出

入札参加者は、審査書類及び入札書を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限等

(ア) 提出期限

- a 審査書類：令和8年6月19日(金) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)
- b 入札書：令和8年6月30日(火) 16時00分(//)

(イ) 提出場所

上記2と同じ

(ウ) 参加資格の確認

上記(ア)の期限までに提出された審査書類の審査の結果、上記4に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和8年6月24日(水)までに該当者に通知する(有の場合は通知しない)。

※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

イ 提出方法

入札書は持参又は送付による。

なお、審査書類については、持参、送付又は電子メールにより提出することができるが、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

ウ 入札書の提出に当たっての留意事項

(ア) 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年7月2日(木)〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載すること。

(イ) 入札書を持参により提出する場合は、上記(ア)により作成した封書を上記2あてに上記ア(ア) bの提出期限までに直接提出すること。

(ウ) 入札書を送付により提出する場合は、上記(ア)に基づき作成した封書(入札書)を、更に封筒に入れ(二重封筒とすること。)、外封に「令和8年7月2日〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記ア(ア) bに掲げる提出期限までに必着するよう送付すること。

なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

(エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人(又は復代理人。以下同じ。)が入札する場合には、入札書に入札参加資

格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙2）を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

ウ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

6 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ・アの案件：令和8年7月2日（木） 9時30分
- ・イの案件：令和8年7月2日（木） 9時40分
- ・ウの案件：令和8年7月2日（木） 9時50分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：上記2(1)に掲げるすべての案件を次の場所にて行う。

札幌市役所本庁舎14階北側入札室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記5(5)の審査書類及び入札書の提出以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消す

ことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(5) 入札保証金

免除する。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い（再度入札への参加不可）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格を満たさなくなった者の取扱い

上記5(5)の審査書類及び入札書の提出以後、入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の入札を無効とし、上記6(2)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(2) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とする場合は、低入札価格調査要領別表2に基づく文言を付し、契約を締結するものとする。また、調査対象者が落札者となった場合、札幌市契約規則第25条に規定する契約保証金の納付の免除(第1号は除く。)は適用しない。

低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とししない場合、その者は上記6(2)オに

掲げる再度の入札に参加できないものとする。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、開札日（又は別途通知した日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代わる担保を提供しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 契約書(紙面)による場合

(ア) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、以下(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

(イ) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

(ウ) 上記(イ)の場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(エ) 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

イ 電子契約サービスを利用する場合

(ア) 電子契約サービスを利用する場合にあっては、札幌市のホームページ内の「電子契約の手続き方法（集約対象役務分）」又は次のURLから、「電子契約利用同意書」をダウンロードのうえ、落札決定後、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して3日以内に提出すること。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/denshikeiyaku/denshikei>

[yaku_ekimu.html](#)

(イ) (ア)の提出後、速やかに、記載された担当者①のメールアドレスあてに、クラウドサインからメールが送信される(担当者の設定がない場合、契約締結権者宛てに送信される)。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

(ウ) 受信メールに記載のURLへアクセスし、クラウドサイン上で契約書類を確認し、同意する。

(エ) (ウ)の同意後、電子契約利用同意書に記載の担当者②、契約締結権限者あてに順次メールが送信されるため、同様にクラウドサイン上で契約書類を確認のうえ、同意すること。なお、メール送信最終者の契約締結権限者にあっては、次の(3)イの契約締結期限までに確認、同意をすること。

(オ) 契約の相手方(落札者)側の承認がすべて完了した後、札幌市側の契約承認者が契約書類を最終確認のうえ同意することにより、電子署名済みのPDF契約書を添付した契約締結完了メールが契約の相手方に届く。

なお、契約書のデータはクラウドサイン上に保管される。

電子契約に関する詳細やフロー図については、札幌市のホームページ内の「電子契約の手続き方法(集約対象役務分)」を参照すること。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別紙3のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日(休日を除く)から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記7(3)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記(1)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

9 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、質問書を書面又は電子メールにより提出すること。FAXによる提出は認めない。なお、質問書は札幌市のホームページ内に掲載している「質問書様式」を使用すること。

ア 提出期限

令和8年6月17日(水)17時00分まで(送付による場合は必着)

イ 提出先

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇業務の

質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和8年6月22日(月)までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ 提出方法 持参又は送付(電子メール可。送信方法は上記5(5)イの後段を参照)